

『「障害者差別解消法」施行に伴う障害学生に関する紛争の防止・解決等事例集』
協力者会議設置要項

平成 28 年 4 月 13 日
理 事 裁 定

(目的)

第 1 条 この要項は、独立行政法人日本学生支援機構が『「障害者差別解消法」施行に伴う障害学生に関する紛争の防止・解決等事例集』(以下「事例集」という。)を作成・構築するにあたり必要な検討を行なう外部有識者からなる協力者会議(以下「会議」という。)の設置に関して、必要な事項を定める。

(会議の役割)

第 2 条 会議は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 事例集に関する事例の収集方法について
- (2) 事例集に関する関係機関へのヒアリングについて
- (3) 事例集に関する事例の随時の情報提供の受付方法について
- (4) 事例集のデータベース仕様について
- (5) その他必要な事項

(会議の組織及び協力者の委嘱)

第 3 条 会議は、5 名程度の協力者をもって組織する。

- 2 協力者は、理事長が委嘱する。
- 3 協力者の任期は、委嘱を受けた日から同年度の 3 月 31 日までとし、再任を妨げない。
- 4 会議は、必要に応じて、協力者以外の者の協力を得ることができる。

(会議の運営)

第 4 条 会議に必要なに応じ議長を置き、協力者の互選によってこれを定める。

- 2 議長は、会議を総理する。
- 3 議長に事故があるときは、あらかじめ議長の指名する協力者がその職務を代行する。
- 4 議長の任期は、選任された日から同年度の 3 月 31 日までとし、再任を妨げない。

(庶務)

第 5 条 会議の庶務は、学生生活部において処理する。

(雑則)

第 6 条 この要項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要項は、平成 28 年 4 月 13 日から施行する。